

基発 1225 第 5 号
令和 2 年 12 月 25 日

一般社団法人全国防水工事業協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について

日頃から労働安全衛生行政の推進に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。今般、令和 2 年 7 月 17 日に閣議決定された「規制改革実施計画」を踏まえ、所管する法令に関し、国民や事業者等に対して、押印又は署名（以下「押印等」という。）を求めている手続について、国民や事業者等の押印等を不要とするために必要な改正を行う押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 208 号）及び押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示（令和 2 年厚生労働省告示第 397 号）が本日公布され、同日より施行されます。また、労働基準局から発出した通達についても必要な改正を行うこととしており、これらの内容等について、別添のとおり都道府県労働局長宛てに指示しております。なお、都道府県労働局長宛ての通達中、別添 1、別添 2、別添 4、別添 5、別添 7 及び別添 8 については、量が多いため添付を省略いたしますが、厚生労働省HP「労働安全衛生関係主要様式」に順次掲載いたします。

(URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei36/index.html)

つきましては、貴団体におかれましても、改正の趣旨等を御理解いただき、傘下会員等に対して、改正の内容等の周知に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。